

回 議 用 紙

決裁区分		公開の可否	非公開の根拠条文	保存年限	
区長（甲）		一部公開	法人等不利益情報（第9条(3)ア）	30年	
歴史的区分		歴史的区分備考			
起案者	組織	生涯スポーツ課	起案	令和6年12月23日	施行・取扱上の注意
			決裁 (事案完了)	令和6年12月26日	
	氏名	寒川 正敏	施行	令和6年12月27日	06葛教ス第750号
(回議先)			決裁 課長	スポーツ課 宮木 亮	
決裁 区長	葛飾区 青木 克徳				
決裁 副区長	葛飾区 植竹 貴				
協議 係長	秘書課 渡邊 渉				
合議 部長	総務部 長谷川 豊				
審査 課長	総務課 佐藤 秀夫				
審査 係長	総務課 小沼 篤史				
審査 主査	総務課 大田 聖家				
審査 主事	総務課 関 駿介				
合議 部長	政策経営部 長南 幸紀				
合議 課長	政策企画課 今関 政治				
合議 係長	政策企画課企画担当係 黒川 隆昭				
合議 主事	政策企画課企画担当係 北原 一輝				
決裁 教育長	葛飾区 小花 高子				
決裁 次長	教育委員会 中島 俊一				
合議 課長	教育総務課 山崎 淳				
審査 係長	教育総務課教育企画係 大石 瞳貴				
件名					
一般財団法人キッズチャレンジ未来との解約合意書の取り交わしについて					
このことについて、次のとおり取り交わしてよろしいか伺います。					
1 趣旨					

葛飾区と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「法人」という。）は平成27年1月30日付で締結したFCBEscola KATSUSHIKA実施に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、バルサアカデミー葛飾の実施に当たり相互に協力してきた。しかしながら、令和5年4月1日付でバルサアカデミー葛飾が法人から共同運営先と説明を受けていた株式会社Amazing Sports Lab Japanへ事業譲渡されたことが令和6年9月30日付で收受した法人の第12期決算報告書により判明した。これを受け、法人へ事業譲渡の経緯及び理由、並びに、法人が事業主体でなくなったことを確認したことから、法人との現協定の継続が困難であるとの判断に至った。そこで、同協定書第6条の規定に基づき、協定の解約に関する協議を実施し、現協定の有効期間である令和7年3月31日までに事後処理を完了させた上で、同日をもって協定を終了する旨について内諾を得たことから、解約合意書の取り交わしを行うものである。
なお、バルサアカデミー葛飾の令和7年4月1日以降の取扱いについては、事業譲渡先である株式会社Amazing Sports Lab Japanと協議を行う予定である。
2 解約合意書
別添のとおり
3 取り交わし相手方
一般財団法人キッズチャレンジ未来 代表理事 秋元雅義
4 取り交わし予定日
令和6年12月27日（金）



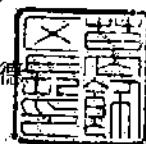
解 約 合 意 書

葛飾区(以下「甲」という。)と一般財団法人キッズチャレンジ未来(以下「乙」という。)は、平成 27 年 1 月 30 日付け FCB Escola KATSUSHIKA 実施に関する協定書第 6 条の規定に基づく協議を行った結果、同協定を令和 7 年 3 月 31 日をもって終了することに合意した。

当該同意の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 12 月 27 日

甲 葛飾区立石五丁目 13 番 1 号
葛飾区
葛飾区長 青木 克徳



乙 葛飾区四つ木二丁目 20 番 3 号
一般財団法人キッズチャレンジ未来
代表理事 秋元 雅

